

令和6年度第4回菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日時：2024年10月16日 午後7時～午後8時00分

場所：本庁2階204会議室

出席者：資料名簿のとおり

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議題

議題1「国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消方法について」 【答申書（案）について：事務局説明】

委員

令和12年度以降県の予算の中で、全体が一つとなって運営するようになってくるのか。

事務局

令和12年度以降、県内で統一後の国民健康保険の特別会計の基金・補助金等について、県と各市町村と協議を深めていくこととなっている。

今の時点で、令和12年度以降、赤字が出てきた時にどのように処理するのか県の方から、きちんとした形で示されているわけではないが、令和12年度に統一して、それから県内同じ税率で運営をし、それで賄っていくという計画で進められている。

県も基金は持っているが、赤字が発生した場合等、その基金をどのように活用するのも今後決めていくところかと思う。

委員

附帯意見の3について、保険税の法定外繰入を行うと、補助金とか減らされると聞いていたが、例えば1回2回だったらいいいのか、あまり関係ないのか。

「交付金を獲得し…」と書いてあるが、法定外繰入を繰り返すと交付金が獲得できなくなるのか。

事務局

法定外繰入を行うことによるペナルティは、交付金に反映される。

法定外繰入を行っているかどうか、行った場合は赤字解消の健全化計画を立てるなど、そのあとの対応によっても点数に影響する。

国は、法定外繰入はしないという方針なので、評価基準も厳しくなっていくと聞いているおり、せっかく努力して点数が増えても法定外繰入をしたことにより減点が生じられると思われる。

委員

附帯意見3②の「臨時的な措置であるため、安定的な財政運営に取り組むこと」

ということで、安定的な財政運営とはどのようなことをするのか。

事務局

法定外繰入は、原則としてはしない方がいい。

そのため、今回、法定外繰入をすることとしても、保険税が急激に上がらないための臨時的な措置。安定的な財政運営とは、法定外繰入をしなくても、歳入と歳出が均衡な財政運営ができることを健全な安定的な財政運営となる。

委員

何かをするということではないのか。

事務局

令和7、8年度は臨時的な対応であり、今後も国保特会の運営は続けていかなければならない。

令和9年度には県が示す税率を見ながら、法定外繰入をしなくていい形で健全な運営になるように、また保険税の急激な上昇とならないよう税率改正等を検討しながら進めていかなければならないと思っている。

議長

他にご意見はないか。

それでは、答申案については、事務局案でよろしいか。

《委員了承》

事務局案でよろしいようなので、次に進む。

【附帯意見（1）～（3）について】

委員

この、※協議※の3つの案のうちどの表現にするかということか。

実際、①と②の変えた場合、表現の違いをご説明いただきたい。

事務局

実際のところ、おっしゃるような似たような内容かと思う。

案①については、法定外繰入をずっと続けないようにという内容。

案②は、法定外繰入をしないでいいように安定的な財政運営に努めるようにと、ちょっと踏み込んだ内容にしている。

委員

案②の方がちょっとソフトな感じ。

安定的な財政運営の方にちょっと重きを置いた意味合いという感じが。

事務局

案①について、行政サイドのような感じがするという意見があったので、案②は行政に対しての言い方に変えている。

委員

もう一度確認だが、修正前の赤文字の資料について。
法定外繰入という言葉が行政的なニュアンスがあるので、使わないで排除したのではないか。それなのにこの附帯意見では、その言葉を使うのかと疑問を感じた。

事務局

法定外繰入自体は行政的な表現というわけではなく、最初に答申で示ししていたのは、「2 分の 1 を法定外繰入により補てんする」という表現。

それは、協議会の方で示されることではなく、行政の方で法定外繰入によって補てんするか否かを判断するというとらえ方で、今回はこの「法定外繰入による補てんをする」というところを削除している。

委員

こちら側からの意見ではないということか。

事務局

そうなる。

【附帯意見 案①から③について多数決】

議長

必ず 1 回、棄権なしで挙手をお願いしたい。

(案①) 0 人

(案②) 7 人

(案③) 2 人

議長

案②の内容で答申とする。

事務局

答申（案）を決定していただき感謝する。

本日決定していただいた答申は答申書として、この後、会長と副会長の方から市長へ提出していただく。

今後は、この答申書を参考に保険税率を検討し、保険税率を決定していく。保険税率を変更するためには、菊池市国民健康保険税条例を改正しないと、課税を変更することができないため、市議会に上程し、市議会で議決されたら、皆さんに周知広報をして、令和 7 年 7 月の課税分から、この税率が反映する形になる。

議題 2 「その他」

【事務局より歯科の医療費と医科の医療費の関係について説明】

議長

他にないか。

事務局

本日の答申書についてご協議いただき感謝する。

今年度の運営協議会は、国保税率の見直し等の検討で7月より月1回の開催となり、回数が増加した。

皆様のご協力により無事に答申書の提出ができ、深く感謝申し上げます。

今後の予定としては、急ぎの協議議題がなければ、来年2月に答申書提出後の報告及び次年度事業計画及び予算案について開催予定。

今後ともご協力よろしくお願いします。

議長

これで議題等終わったため、進行をお返しする。